

納税の猶予・減免など

税金を納期限までに納税できない事情がある場合は、そのまま放置せずに、お早めに管轄の県税事務所へご相談ください。

事情によっては、納税の猶予あるいは税金・延滞金の減免が認められることがあります。

●納税の猶予

1 徴収猶予

次のいずれかに該当するときは、1年以内（事情により最長2年）の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

なお、猶予される金額が100万円を超えるときは、原則として担保が必要です。

- ① 本人の財産が災害や盗難にあったとき
- ② 本人や生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷をしたとき
- ③ 事業を廃止又は休止したとき
- ④ 事業に著しい損失を受けたとき

2 換価の猶予

次のすべてに該当するときは、1年以内（事情により最長2年）の期間に限り、差押財産の換価（売却）の猶予が認められる場合があります。

なお、猶予される金額が100万円を超えるときは、原則として担保が必要です。

- ① 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納期限から6か月以内に申請した場合
- ③ 納税について誠実な意思を有すると認められること

●税金・延滞金の減免

災害により損害を受けたときなどには、損害の程度により、個人事業税、不動産取得税、自動車税（環境性能割・種別割）が減額又は免除されることがあります。

また、延滞金についても、免除（一部又は全額）されることがあります。

減免を受けるための条件や必要書類など、具体的な申請手続きについては、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

なお、減額・免除の申請は、税目によっては納期限前に手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。

※ 東日本大震災により被害を受けられた方に対する救済措置については、59～60ページをご覧ください。

県税の救済

●更正の請求

県民税の利子割・県民税の配当割・県民税の株式等譲渡所得割・法人の県民税・法人の事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・自動車税（環境性能割）・軽油引取税・核燃料等取扱税の申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から5年以内※（特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内）に限り更正の請求をすることができます。

●不服申立て（審査請求）

県税の課税や徴収に関する処分について不服があるときには、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求書は2通作成し、なるべく処分をした県税事務所を経由して提出してください）。

延滞金・加算金

延滞金

税金を納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて延滞金がかかります（100円未満の端数又は全額が1,000円未満であるときは、その延滞金を切り捨てます。）。

期 間	納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	納期限の翌日から1か月を経過した日か ら納税の日まで
～平成11年 12月31日	年7.3%	年14.6%
平成12年 1月1日～ 平成25年 12月31日	〔※1〕日本銀行が定める商業手形の基準割引率（公定歩合）に年4%を加算した割合と「年7.3%」のいずれか低い割合	
平成26年 1月1日～ 令和2年 12月31日	〔※2〕特例基準割合+1%と「年7.3%」のいずれか低い割合	〔※2〕特例基準割合+7.3%と「年14.6%」のいずれか低い割合
令和3年 1月1日～	〔※3〕延滞金特例基準割合+1%と「年7.3%」のいずれか低い割合 (参考) 令和6年：年2.4%	〔※3〕延滞金特例基準割合+7.3%と「年14.6%」のいずれか低い割合 (参考) 令和6年：年8.7%

※1 「日本銀行が定める商業手形の基準割引率（公定歩合）」については各年ごとに異なりますので、県税事務所へお問い合わせください。

※2 「特例基準割合」とは、銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）から算出される割合として財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合です。

※3 「延滞金特例基準割合」とは、銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）から算出される割合として財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合です（令和6年中は、年1.4%）。

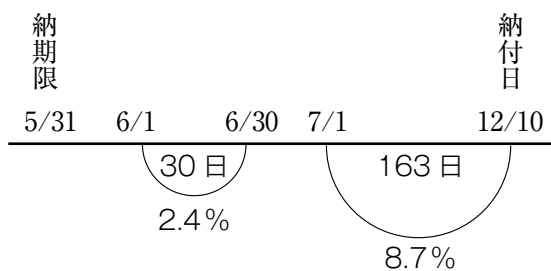
●延滞金の計算

5月31日納期限の自動車税（種別割）39,500円をその年の12月10日に納めた場合

$$39,000 \text{円} \times \frac{2.4}{100} \times \frac{30}{365} = 76 \text{円} \text{ (1円未満切捨て)}$$

$$39,000 \text{円} \times \frac{8.7}{100} \times \frac{163}{365} = 1,515 \text{円} \text{ (1円未満切捨て)}$$

合 計 1,500円 (百円未満切捨て)



加算金

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・自動車税（環境性能割）・軽油引取税・核燃料等取扱税について、税を免れるために二重帳簿を作ったり、事実より少なく申告したり、又は申告しなかったときは、次の加算金がかかる場合があります。

区分	内容	金額
過少申告加算金	期限内に申告した場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をした場合や増額更正を受けた場合	増差税額×10%
	上記のうち、増差税額が期限内に申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える場合	増差税額×10%+超えた金額の5%
不申告加算金	期限内に申告しなかった場合	
	納める税額のうち50万円以下の部分	納める税額×15% (さらに10%を加算する場合があります)
	納める税額のうち50万円超300万円以下の部分	納める税額×20% (さらに10%を加算する場合があります)
	納める税額のうち300万円を超える部分	納める税額×30% ^(※) (さらに10%を加算する場合があります)
	ただし、県の調査による更生・決定があることを予知しないで期限後に申告した場合	納める税額×5%
重加算金	故意に税を免れようとした場合	
	期限内に申告している場合	増差税額×35% (さらに10%を加算する場合があります)
	期限後に申告した場合又は申告しなかった場合	納める税額×40% (さらに10%を加算する場合があります)

※ 令和5年度税制改正により、令和6年1月1日以降に申告書の提出期限が到来する地方税について適用されます。


還付加算金

納め過ぎとなった税金を還付又は他の未納に係る徴収金に充当する際、還付又は充当する額に還付加算金を加算します（100円未満の端数又は全額が1,000円未満であるときは、その還付加算金を切り捨てます。）。

還付加算金は、その起算日から還付の支払決定日又は充当日（充当日前に充当適状日がある場合は、その充当適状日）までの期間に年7.3%と^(※) 還付加算金特例基準割合のいずれか低い割合により計算されます。

※ 「還付加算金特例基準割合」とは、銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）から算出される割合として財務大臣が告示する割合に年0.5%を加算した割合です（令和6年中は、年0.9%）。

県税の納付場所・方法

区 分	納 付 場 所 ・ 方 法	対 象 税 目 等
スマートフォン決済アプリ	PayB、PayPay、LINE Pay ※地方税統一QRコード(eL-QR)が印刷されている納付書は、上記の決済アプリ以外も利用可能です。利用可能なアプリは、下記の地方税お支払サイトをご確認ください。	バーコードが印刷されている納付書に限ります。 また、納期限を過ぎると、納付できない場合があります。
コンビニエンスストア	くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブンイレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ローソン、ローソンストア100、MMK設置店	
Pay-easy (ペイジー)	「Pay-easy(ペイジー)」納付を取り扱っている金融機関(指定金融機関、収納代理金融機関に限る。)のインターネットバンキング(パソコン)、モバイルバンキング(携帯電話)、ATMで納付できます。 詳細については、各金融機関までお問い合わせください。 納付書等の発行から概ね2日間は、ペイジーで納付できます。お急ぎの場合は、金融機関等の窓口をご利用ください。	原則、「Pay-easy(ペイジー)マーク」が印刷されている納付書に限ります。 ※ただし、eL-QRが印刷されている納付書は、下記の地方税お支払サイトから「Pay-easy(ペイジー)」で納付できます。 
地方税お支払サイト	納付書に印刷されたeL-QRやeL番号(注1)を使い、パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて、クレジットカード(注2)やインターネットバンキング等で納付することができます。 詳しくは地方税お支払サイト https://www.payment.eltax.lta.go.jp をご覧ください。  (注1) eL番号とは、納付書に印刷された「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」をいいます。 (注2) クレジットカード決済の場合、納付金額に応じて、システム利用料がかかります。	eL-QRやeL番号が印刷されている納付書に限ります。 また納期限を過ぎると、納付できない場合があります。
地方税統一QRコード 対応金融機関	eL-QRが印刷された納付書は、全国の対応金融機関で利用できます。詳しくは、eLTAX地方税ポータルシステム https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/ をご覧ください。 	
茨城県指定金融機関	常陽銀行の本店・支店(県外の支店を含む。)	
茨城県収納代理金融機関	①全国の本店・支店で納付できる収納代理金融機関 筑波銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東邦銀行、足利銀行、武蔵野銀行、千葉銀行、福島銀行、栃木銀行、東日本銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、烏山信用金庫、銚子信用金庫、佐原信用金庫、横浜幸銀信用組合及び中央労働金庫 ②茨城県内の本店・支店で納付できる収納代理金融機関 茨城県信用組合、東日本信用漁業協同組合連合会、茨城県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合 ③茨城県内の支店で納付できる収納代理金融機関 ハナ信用組合 ④ゆうちょ銀行・郵便局 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県の各県内及び東京都内のゆうちょ銀行の本店・支店及び郵便局	個人県民税、地方消費税を除く県税。 なお、口座振替は自動車税(種別割)、個人事業税のみのお取扱いです。
県 税 事 務 所	県内の各県税事務所(75ページをご覧ください。)	

納税カレンダー

月	県 税	国 税	市 町 村 税 (例)
令和6年 4			固定資産税・都市計画税(第1期分)
5	自動車税(種別割)・ 鉦区税	所得税(第3期延納分)	軽自動車税(種別割)
6			個人市町村民税・個人県民税(第1期分)
7		所得税(第1期分)	固定資産税・都市計画税(第2期分)
8	個人事業税 (第1期分)		個人市町村民税・個人県民税(第2期分)
9			
10			個人市町村民税・個人県民税(第3期分)
11	個人事業税 (第2期分)	所得税(第2期分)	
12			固定資産税・都市計画税(第3期分)
令和7年 1	県民税株式等譲渡所得 割		個人市町村民税・個人県民税(第4期分)
2		所得税の確定申告納付 (2月16日から3月 15日まで)、贈与税の 申告納付(2月1日か ら3月15日まで)	固定資産税・都市計画税(第4期分)
3		個人事業者の消費税の 確定申告納付(1月1 日から3月31日まで)	個人市町村民税・個人県民税の申告 (15日まで)

※ 県税には、上表のほか、次の納期のものがあります。

法人県民税・法人事業税……………原則として事業年度終了後2か月以内
 県民税利子割・県民税配当割・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税 … 原則として毎月
 不動産取得税・自動車税(環境性能割・種別割) …… 取得のつど
 狩猟税…………… 登録のつど
 鉦区税…………… 鉦業権設定のつど

※ 市町村税の納期は、市町村によって異なります。詳しくは、各市町村の税務担当課にご確認ください。
 なお、上表のほか、次の納期のものがあります。

法人市町村民税……………(中間申告分) 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
 (確定申告分) 事業年度終了の日から2か月以内

軽自動車税(環境性能割・種別割) …… 取得のつど
 個人市町村民税・個人県民税(特別徴収分)・市町村たばこ税・入湯税・鉦産税 … 原則として毎月
 国民健康保険税…………… 市町村ごとに定める月